

一般社団法人粉体粉末冶金協会
情報漏洩等の事態が発生した場合等の対応について

1. 本手続きは、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という.）に基づき、個人データまたは特定個人情報の漏洩、滅失又は、毀損に関して報告対象事態が発生した場合等における当会の対応について定める.

2. 漏洩等の考え方

2-1. 「漏洩」

個人データまたは特定個人情報の「漏洩」とは、個人データまたは特定個人情報が外部に流出することをいう.

事例 1) 個人データ／特定個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例 2) 個人データ／特定個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合

事例 3) システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データ／特定個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合

事例 4) 個人データ／特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例 5) 不正アクセス等により第三者に個人データ／特定個人情報を含む情報が窃取された場合

なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏洩に該当しない. また、当会が自らの意図に基づき個人データ／特定個人情報を第三者に提供する場合は、漏洩に該当しない. 但し、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要がある.

2-2. 「滅失」

個人データまたは特定個人情報の「滅失」とは、個人データまたは特定個人情報の内容が失われることをいう.

事例 1) 個人情報データベース等／特定個人情報ファイルから出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合（※1）

事例 2) 個人データ／特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等を当会内で紛失した場合（※2）

なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない. また、当会が合理的な理由により個人データ／特定個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない.

（※1）当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、個人データ／特定個人情報の漏洩に該当する場合がある.

(※2) 当会外に流出した場合には、個人データ／特定個人情報の漏洩に該当する。

2-3. 「毀損」

個人データまたは特定個人情報の「毀損」とは、個人データまたは特定個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態になることをいう。

事例 1) 個人データ／特定個人情報の内容が改竄された場合

事例 2) 暗号化処理された個人データ／特定個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例 3) ランサムウェア等により個人データ／特定個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合 (※)

なお、上記事例 2) 及び事例 3) の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。

(※) 同時に個人データ／特定個人情報が窃取された場合には、個人データ／特定個人情報の漏洩にも該当する。

3. 漏洩等又はそのおそれがある事態が発覚した場合に講ずべき措置

漏洩等又はそのおそれがある事態が発覚した場合は、漏洩等事態の内容等に応じて、次の (1) ～ (5) に掲げる事項について必要な措置を講じる。

(1) 当会内部における報告及び被害拡大の防止

漏洩等事態が発生したこと、又は発生のおそれがあることを知りえた者は、情報セキュリティ責任者（事務局長または常務理事）に直ちに報告をするとともに、発覚時より被害が拡大しないよう必要な措置をとる。知りえた時間が業務時間外であった場合、可能な限り、迅速に状況を確認する。

また、情報セキュリティ責任者は、直ちに漏洩等事態が発生したこと、又は発生のおそれがあることを情報セキュリティ総括責任者（代表理事たる会長）に報告を行う。

(2) 漏洩等事態の事実関係を調査し、その原因を究明する。

(3) (2) で把握した事実関係による影響範囲を特定する。

(4) (2) の調査、原因究明の結果を踏まえ、再発防止策を検討、実施、公表する。

(5) 個人情報保護委員会へ報告及び本人への通知を行う。

4. 個人情報保護委員会への報告

4-1. 報告の対象となる事態

4-1-1. 個人データ

当会で、次の (1) ～ (4) に掲げる事態を知ったときは、同委員会へ報告を行う。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事

態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態。なお、事態が発覚した当初は、1,000 人以下であっても、その後 1,000 人を超えた時点、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える場合には報告を行う。

なお、漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

4-1-2. 特定個人情報

当会で、次の(1)～(4)に掲げる事態を知ったときは、同委員会へ報告を行う。

- (1) 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務を処理するために使用する情報システム等で管理される特定個人情報の漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏洩等が発生し、若しくは発生したおそれがある事態又は不正の目的をもって、特定個人情報が利用・提供され、若しくは利用・提供されたおそれがある事態
- (3) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態
- (4) 漏洩等が発生し、若しくは発生したおそれがある特定個人情報又は番号法に反して利用・提供され、若しくは利用・提供されたおそれがある特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態

4-2. 報告の義務

漏洩等報告の義務を負う主体は、漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ／特定個人情報を取り扱う当会である。個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される。

4-3. 報告事項

当会は、報告対象事態を知ったときは、速やか（概ね 3～5 日以内）に当該事態に関する下記事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

(速報)．報告期限の起算となる「知った」時点については、当会で当該事態を知った時点に基づきとする．

- (1) 概要
- (2) 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

また当会は、当該事態を知った日から 30 日以内に当該事態に関する上記事項を報告しなければならない（4-1-1.(3) または 4-1-2.(2) に該当する場合は 60 日以内）（確報）．

5. 本人への通知

当会が報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない．

5-1. 時間的制限

報告対象事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行う．具体的に通知を行う時点は、個別の事案においてその時点で把握している事実の内容や、本人への通知を行うことで生じる弊害等を考慮して判断する．

5-2. 通知の内容

本人への通知事項は、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において以下の事項を通知する．

- (1) 概要
- (2) 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

5-3. 通知の方法

本人にとって分かりやすい形で通知を行う．

- (1) 文書を郵便等で送付することにより知らせること
- (2) 電子メールを送信することにより知らせること

本人への通知が困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることができる．

代替措置 1) HP 等で事態の公表を行う。

代替措置 2) 問合せ窓口を設置して、連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにする。

6. 事実関係、再発防止策の公表

漏洩等の事態が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係および再発防止策について、速やかに公表するものとする。しかし、これに関わらず、下記

(1)、(2) などのように本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合には、事実関係及び再発防止策等についての公表を省略することができる。なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関に相談する。

(1) 紛失したデータを第三者にみられることなく速やかに回収した場合

(2) 高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

7. その他

その他情報漏洩等の事態等対応手続きの詳細について、下記の規則ならびにガイドラインに従いこれを行う。

7-1. 個人データ

(1) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

(2) 個人情報保護法ガイドライン（通則編）

7-2. 特定個人情報

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）

(2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の（別添 2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）

一般社団法人粉体粉末冶金協会
(2022 年 12 月 22 日理事会承認)